

学校番号 (147)
 学校名 福岡市立愛宕浜小学校
 校長名 森 宏介 印
 (生徒指導担当者 末永 貴洋)

平成 29 年度 愛宕浜小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の7つのポイントをあげる。

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。
- (2) 「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」という共通認識をもち、自浄作用のある学校・学級作りに努める。
- (3) 児童一人ひとりの自己有要感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- (4) 「いじめの態様」の共通認識をしっかりとっておき、いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

<いじめの態様> ※こうすることが日常的に、繰り返し行われている場合をいじめとする。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- その他

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

- (5) 当該児童の安全を保障するとともに、いじめの早期解決のために、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- (6) 当該学級担任だけでなく、いじめ防止対策委員会や学年を中心に、組織的に対応する。
- (7) 学校と家庭、関係機関が協力して、事後指導にあたる。

＜愛宕浜小いじめゼロ宣言＞

・愛宕浜 絆深めて いじめゼロ！！

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

（1）いじめを生まない教育活動の推進

- 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。
- 共同的な活動を通して、児童自らが「絆づくり」をするために、教職員が「場づくり」を行う。
- 児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を行う。
- 「いじめに特化したアンケート」または「教育相談アンケート」等を月に1回以上実施し、学期に1回（年間3回程度）「いじめに特化した『無記名』アンケート」を実施する。
- Q-U等を実施する学年・学級については、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- 「学校いじめ防止対策委員会」を月1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

（2）地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、校区内ネットワーク会議や学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- （1） いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童の権利等を擁護する。
- （2） いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- （3） いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめを含む）

- （1） 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。
- （2） 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- （3） 教育相談課等と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。

- (4) 出席停止制度等の適切な運用及び毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校基本方針作成の際に、保護者等地域の方の参画や児童の意見を取り入れ、児童や地域を巻き込んだものとする。
- (2) 学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

（1）組織の名称・役割

○ 名称

愛宕浜小学校いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- ・ 学校における，いじめであるかどうかの判断
- ・ 関係のある児童生徒への事実関係の聴取，組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

（2）組織の構成（別添資料1参照）

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当教諭，養護教諭，スクールカウンセラー（SC），スクールソーシャルワーカー（SSW），該当学年教諭，PTA 会長，PTA 副会長，おやじの会会長，人権尊重推進協議会会長，スクールサポーター

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

（1）組織の名称と役割

○ 名称

愛宕浜小学校いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果を教育委員会に報告
- ・ 調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

（2）組織の構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当教諭，養護教諭，スクールカウンセラー（SC），スクールソーシャルワーカー（SSW），該当学年教諭，PTA 会長，PTA 副会長，おやじの会会長，人権尊重推進協議会会長，スクールサポーター

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校生活アンケート	D	いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会 家庭訪問	P D	
5	いじめアンケート（無記名）	D	いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会	D D	
6	Q-U アンケート 児童会による取組 （※いじめゼロ取組月間）	D PD	愛宕浜小いじめ防止対策委員会	D	
7	生活習慣定着度調査 教育相談アンケート 学校生活アンケート	D D D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談 学校サポーター会議 地域懇談会	CA D DC DC	
8	いじめゼロサミット参加	D	校内いじめ防止対策委員会 夏季研修（Q-U 事例検討会） 夏季研修（いじめの早期発見） ・1学期の取組の反省 ・2学期の取組の確認	D CA D C AP	
9	教育相談アンケート 児童会による取組	D D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談	D D	
10	いじめアンケート（無記名）	D	校内いじめ防止対策委員会	D	
11	Q-U アンケート 児童会による取組	D D	愛宕浜小いじめ防止対策委員会	D	
12	学校生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 ・学期の取組の反省 ・学期の取組の確認 学校サポーター会議 学校警察連絡協議会 冬季研修（Q-U 事例検討会）	C A C D CA	
1	いじめアンケート（無記名） 児童会による取組 ケータイ教室	D CA D	校内いじめ防止対策委員会	D	
2	教育相談アンケート	D	愛宕浜小いじめ防止対策委員会 教育相談 学校警察連絡協議会	D D D	
3	学校生活アンケート	D	学校サポーター会議 校内いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・年度の取組の確認	C C A	

※ いじめゼロ取組月間は、1学期に設定すること。

※ いじめ防止等の対策のための組織の構成員のうち、学校の教職員のみで行う「校内いじめ防止対策委員会」は月に1回開催すること。

※ 学校外の関係者を含めた「〇〇小（中）いじめ防止対策委員会」は、学期に1回開催すること。＜チェック欄は、A・B・Cを記入（Aが上位）＞